

公募型プロポーザル実施の公示

2023年7月7日

関西広域文化観光資源活用地域活性化実行委員会
(事務局:一般財団法人関西観光本部)

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業の名称

令和5年度伝統文化親子教室事業(地域展開型)
「関西キッズ伝統文化プログラム」実施事業

(2) 事業の目的

次代を担う子供たちに対して、茶道、華道、和装、邦楽などの伝統文化等を体験できる機会を提供することにより、伝統文化等を継承・発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性の涵養を図ることを目的とする。

「関西キッズ伝統文化プログラム」においては、関西地域の伝統文化団体との連携を図り、関西の未来を支える子供たちへ日本の伝統文化を継承するリアルな交流・体験機会を関西全域で創出することで、より多くの子供たちに対して伝統文化等の体験機会を提供する。

また、リアルな体験をきっかけとし、継続した習得機会を設け、各地域の伝統文化の活動団体や教室との連携を図り、生涯学習の機会促進を行うこととする。

(3) 事業の概要

①リアル体験型イベント開催

伝統文化等の体験プログラムやステージ上での実演など、1日体験型のリアルイベントを開催する。

開催日:9~12月頃 ※原則、子供たちの参加しやすい週末の休日に実施

開催エリア:大阪、京都のエリア 各1回以上

②ホームページ制作、運営、広報

本事業における公式ホームページを制作し、リアル体験型イベントの広報や各地で開催されている親子教室イベント情報の掲載を行い、継続した伝統文化等の習得機会の提供を行う。

また、リアルイベントへの集客を目的とした広報プロモーションを実施する。

(4) 委託金額の上限

4,860,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

2. 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階

一般財団法人関西観光本部内 関西広域文化観光資源活用地域活性化実行委員会

担当 野村・長田

メールアドレス: soki-sinsei@kansai.or.jp

(2) 応募期間、及び応募方法

ア 応募期間:2023年7月7日(金)から2023年7月20日(木)17:00まで

イ 応募方法:全書類を下記 URL よりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記(1)に提出のこと。

募集要領

URL1:https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/07/②募集要領_s230707.pdf

仕様書

URL2:https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/07/③仕様書_s230707.pdf

評価要領

URL3:https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/07/④評価要領_s230707.pdf

評価基準

URL4:https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/07/⑤評価基準_s230707.pdf

様式 1～5

URL5:https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2023/07/⑥応募書類様式1-5_s230707.pdf

※応募申込書は上記期限内の到着分を有効とする。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

2023年7月20日(木)17:00までに電子メールと郵送の2つの方法にて提出のこと。

提出先は上記(1)に同じ。

募集要領に基づき正本1部(社名あり)・副本3部(社名なし)提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

※別途郵送にて、同部数を提出のこと。

(4) 質疑の受付期間

2023年7月18日(火)17:00まで ※メールでのみ受付

質疑のあった事業者へ直接回答、並びに当本部 HP にて順次全てを掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL:<https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

(6) 企画提案に関するプレゼンテーションの日時

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌日から1年間は公表することとする。

①相手方を決定した日

②候補者の名称

③評価基準

④参加者名称(候補者を含む)

⑤審査結果(評価項目ごとの選定委員の評価点の合計)

※参加者(候補者を含む)の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

(8) 事業の詳細は募集要領による。

以上